

## 東京大学医科学研究所教員のサバティカル研修に関する規程

平成16年4月1日制定

東大医科研規則第10号

沿革

### (目的)

第1条 この規程は、東京大学医科学研究所教員の就業に関する規程（平成16年医科研規則第8号。以下「教員就業規程」という。）第11条第4項の規定に基づくサバティカル研修及びこれに準ずる長期研修に関し必要な事項を定める。

### (サバティカル期間)

第2条 サバティカル研修の期間（以下「サバティカル期間」という。）は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 本学の大学教員として継続して勤務した期間が3年を経過したとき 1月以上6月以内

(2) 本学の大学教員として継続して勤務した期間が6年を経過したとき 2月以上1年以内

2 前項第1号のサバティカル期間については、サバティカル研修を開始する日から起算して1年を限度として、同項第2号のサバティカル期間については、サバティカル研修を開始する日から起算して2年を限度として、当該期間を分割することができる。この場合において、分割後のサバティカル期間は、それぞれ原則として1月以上とする。

### (要件)

第3条 大学教員は、前条第1項各号の定めるところにより、専門分野に関する能力向上のため、長期研修の一環として、国内外の教育研究機関等において、自主的調査研究に専念する権利を取得するものとする。

2 前項の権利を行使した場合は、当該権利を失う。ただし、直前のサバティカル期間の終了後から起算して、前条第1項各号の勤務した期間を経過したときに、当該権利を再度取得するものとする。

3 前条第1項の勤務した期間の計算においては、原則として、教員就業規程第11条第3項に規定する長期研修の期間及び東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年医科研規則第14号）第2条に定める研修出向の期間は除算するものとする。

4 医科学研究所（以下「本所」という。）は、サバティカル研修制度の活用の拡大を図るため、この規程とは別に年齢、業務内容、業務経験等を考慮して独自の取得要件を設けることができる。

### (業務の免除)

第4条 医科学研究所長（以下「所長」という。）は、サバティカル期間中の大学教員について本所の定めるところにより、教授総会への出席、その他本所の管理・運営に関する役割等を免除することができる。

### (手続)

第5条 大学教員は、第3条第1項又は第2項ただし書きの権利を行使しようとするときは、所長に対し、期間、場所及び調査研究の概要等とともに申し出なければならない。

- 2 前項の申し出を受けた所長は、本所の教育・運営に特に支障がないと認める場合は、当該申し出を承認することができる。
- 3 大学教員は、サバティカル期間中に所属勤務場所を離れて調査研究する場合は、出張等の所定の手続を経て行わなければならない。
- 4 大学教員は、サバティカル期間中に、兼業をしようとする場合は、許可を得なければならない。

(サバティカル研修に準ずる長期研修)

第6条 所長は、本所の大学教員について、専門分野に関する能力向上その他の教育研究上の効果が期待できると認める場合には、教員就業規程第11条第3項の規定による長期研修の一環として、着任後又は昇任後直ちに、国内外の教育研究機関等において、自主的調査研究に専念させることができるものとする。

- 2 前2条の規定は、前項の研修について準用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に当り、施行日前から本所において運用していた同様の研修等の取扱いについては、この規程を著しく逸脱しない範囲であれば、これを妨げるものではない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

沿革

## 東京大学医科学研究所教員のサバティカル研修に関する規程

体系情報

- 第2編 総務及び人事
- 第3章 就業規則等

沿革情報

- ◆ 平成16年 4月 1日 制定
- ◇ 平成17年 4月 1日
- ◇ 令和 2年 3月26日
- ◇ 令和 3年 3月18日